
令和3年度

一般社団法人北海道移住交流促進協議会
定 時 総 会 議 案 書

一般社団法人北海道移住交流促進協議会

総 会 次 第

議 案

- 第1号議案 令和2年度 事業報告について
- 第2号議案 令和2年度 収支決算報告について
- 第3号議案 令和2年度 会計監査報告について
- 第4号議案 新規参加自治体、会員企業について
- 第5号議案 令和3年度 事業計画書について
- 第6号議案 令和3年度 収支予算について

令和2年度事業報告

〔 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで 〕

I 移住に係る周知活動の実施

1 首都圏等プロモーション活動の実施

(1) 「北海道移住・交流フェア2020」の開催（東京開催）

当協議会の主催により「北海道移住・交流フェア」を開催しました。例年、東京・大阪・名古屋の3都市で開催している移住フェアですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大阪・名古屋での開催を中止し、東京のみ開催しました。イベントの開催にあたっては、「事前予約制」とし、マスクや検温、アルコール消毒を徹底するなど、万全の感染防止対策を施して開催しました。

<開催結果>

- ① 開催日時：令和2年11月15日（日）
- ② 開催場所：東京交通会館12階カトレアサロン
（東京都千代田区有楽町2丁目10-1）
- ③ 出展団体数：32団体
- ④ 来場者数：154組220名

<出展団体一覧>

振興局名	市町村名	振興局名	市町村名	振興局名	市町村名	
空知	深川市	上川	上川町	十勝	池田町	
	美唄市		鷹栖町		上士幌町	
石狩	新篠津村		中川町		鹿追町	
後志	小樽市		美瑛町		芽室町	
胆振	苫小牧市		東川町		更別村	
	厚真町		美深町		帯広市	
日高	浦河町		音威子府村		オホーツク	滝上町
					釧路	釧路市

分類	団体名
道関係 団体	北海道社会福祉協議会北海道福祉人材センター
	北海道立北の森づくり専門学院
	北海道地域医療課
	北海道建築指導課
	北海道檜山振興局
	一般社団法人北海道機械工業会
	（一社）北海道造林協会北海道森林整備担い手支援センター
	公益社団法人北海道看護協会
民間企業 団体	大和ハウス工業(株)
	十勝圏複合事務組合

<会場の様子>



(2) 「北海道移住相談会」の開催（東京開催）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「開催中止」といたしました。

(3) 「北海道の仕事と暮らしセミナー」の開催

北海道商工会連合会と連携し、北海道の「仕事」や「暮らし」に関するセミナーを東京で開催しました。

<開催結果>

- ① 開催日時：令和2年10月17日（土）
- ② 開催場所：東京交通会館4F ふるさと回帰支援センター セミナーコーナーB
- ③ 来場者数：8組10名

<会場の様子>



2 オンラインを活用したイベントの実施

(1) 「北海道で暮らそう！」オンライン移住相談会の開催

新型コロナウイルス感染拡大により、年度当初計画していた移住イベントの多くが中止になったことを受け、ソフトバンク株のサポートによりオンライン移住相談会を試験的に開催しました。

<開催結果>

- ① 開催日時：令和2年9月12日（土）、13日（日）
- ② 参加市町村：【1日目】33市町村 2企業（セミナー）
【2日目】36市町村
- ③ 相談件数：54件
- ④ 相談者数：30人

3 市町村受託事業について

(1) 広報事業

チラシ作成や広報、モニター事業などを市町村の皆様から受託いたしました。

① 千歳市（メインバナー、ヘッダーバナー、広報同封用PRチラシ作成）



② 栗山町（メインバナー、ヘッダーバナー作成 ※新型コロナにより事業は中止）



③ 三笠市（ヘッダーバナー掲載）



④上士幌町（メインバナー作成及び掲載）



子育て世代必見！
 大阪の子育て家族が
 北海道に移住して良かった！
 と言える3つの理由
 ～北海道十勝 上士幌町オンライン暮らしセミナー～
2021.3.21.(日) 12:30-14:30
 参加無料 定員15組 (事前予約制)

⑤恵庭市（メインバナー掲載）



恵庭市への移住に関する情報は [こちらから](#)

⑥清水町（ヘッダーバナー作成及び掲載）



(2) モニター事業

- ・ 富良野市移住希望者就業体験事業

【開催予定日】 令和3年2月11日～13日

【就業体験先企業】 12社 【応募者数】 32組

※応募者の受付は終了していたものの、国内における新型コロナウイルスの感染拡大状況及び政府から緊急事態宣言が発表されたことを受け、「事業中止」となりました。



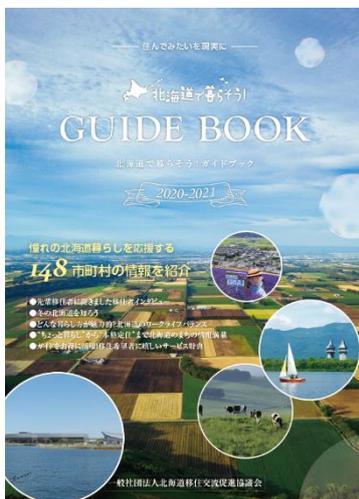
4 移住促進に係る各種施策の推進について

(1) ガイドブック 2020-2021 の制作

- ・ 4,000部作成 令和2年9月発行

- ・ 掲載市町村 148市町村

【表紙】



【北海道で暮らそう！HP】



令和2年度から「北海道で暮らそう！」HPにおいてもガイドブックを閲覧することができるように対応しました。

II 移住促進に係る各種施策の推進

1 北海道移住体験事業の実施（令和元年度実績）

- ・実施市町村数 114 市町村
- ・利用実績 102 市町村 2,713 件 4,666 人

(件数)

空知	岩見沢市	16
	美唄市	5
	赤平市	7
	砂川市	7
	深川市	29
	南幌町	15
	上砂川町	5
	由仁町	3
	長沼町	20
	栗山町	33
	浦臼町	2
	秩父別町	6
	沼田町	17
	石狩	当別町
新篠津村		3
後志	小樽市	6
	黒松内町	24
	蘭越町	2
	神恵内村	1
積丹町	積丹町	2
	室蘭市	1
胆振	登別市	20
	伊達市	3
	豊浦町	11
	白老町	7
	洞爺湖町	4
	安平町	2
	日高	日高町
平取町		12
新冠町		6
浦河町		49
様似町		13
新ひだか町		47
渡島	函館市	15
	松前町	6
	知内町	14
	木古内町	5
	鹿部町	11
	森町	6
	八雲町	8

檜山	上ノ国町	12	
	厚沢部町	14	
	乙部町	14	
	今金町	5	
	せたな町	6	
	上川	旭川市	8
名寄市		8	
鷹栖町		8	
東川町		23	
美瑛町		22	
上富良野町		14	
占冠村		9	
美深町		10	
音威子府村		7	
中川町		6	
幌加内町		3	
留萌		増毛町	8
		小平町	8
		遠別町	4
	天塩町	4	
宗谷	稚内市	18	
	猿払村	7	
	浜頓別町	10	
	中頓別町	7	
	礼文町	14	
	利尻町	6	
	幌延町	8	
オホーツク	網走市	1	
	紋別市	38	
	美幌町	12	
	清里町	16	
	小清水町	7	
	遠軽町	3	
	湧別町	13	
	滝上町	6	
	雄武町	3	
	大空町	5	

十勝	音更町	7
	士幌町	10
	上士幌町	56
	鹿追町	5
	新得町	18
	清水町	14
	更別村	3
	大樹町	8
	広尾町	3
	幕別町	8
	池田町	3
	豊頃町	4
	本別町	17
	足寄町	14
	陸別町	18
	浦幌町	17
	釧路	釧路市
浜中町		5
標茶町		10
弟子屈町		6
鶴居村		14
白糠町	16	
根室	根室市	29
	中標津町	13
	標津町	4

2 情報発信ツールの運営

(1) ホームページの運営

Web サイト「北海道で暮らそう！」を運営し、北海道の移住情報に関する情報発信を行いました。

[セッション数]

令和2年4月1日～令和3年3月31日 283,326 件(+1.01%)

[ページビュー数]

令和2年4月1日～令和3年3月31日 667,914 件(+1.01%)

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベント開催中止に伴いWEBプロモーションを実施することができませんでしたが、セッション数、ページビュー数とも増加する結果となりました。

(【昨年度参考】セッション数：278,777 件、ページビュー数：659,804 件)

＜ホームページによる情報発信項目＞

- ・道、市町村が開催するイベント情報など、最新の注目情報の発信
- ・しごと、住まい、暮らし情報や市町村の様々な情報の発信
- ・「地域おこし協力隊」や「ちょっと暮らし」の募集掲載項目を絞り、移住希望者にとって、目的に合わせた情報収集が可能なポータルサイトで運営を行っています。



(2) メールマガジン、SNS を活用した情報発信

当協議会の一般社団法人化に伴い、令和2年度は、協議会独自で新たなメールマガジン、Facebook、Twitter を開設し、登録者に対し情報発信を行いました。

メールマガジン	登録者数	約 460 名
Facebook	フォロワー数	約 140 名
Twitter	フォロワー数	約 80 名
LINE	登録者数	約 2,140 名

Ⅲ そ の 他

1 令和2年度総会

日 時 令和2年6月18日(木)

開催方法 書面開催

2 理事会

(1) 第1回

日 時 令和2年6月8日(月)

開催方法 書面開催

(2) 第2回

日 時 令和3年1月7日(木)

開催方法 書面開催

(3) 第3回

日 時 令和3年3月29日(月)

開催方法 書面開催

3 幹事会

(1) 第1回

日 時 令和2年5月29日(金)

開催方法 書面開催

(2) 第2回

日 時 令和2年9月1日(火) 13:30~15:00

開催方法 対面開催

開催場所 かでる2・7 5F 540会議室

(3) 第3回

日 時 令和2年12月7日(月)

開催方法 書面開催

(4) 第4回

日 時 令和3年3月4日(木)

開催方法 書面開催

4 勉強会

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「開催中止」といたしました。

令和2年度収支決算報告

自：令和2年4月1日

至：令和3年3月31日

1 一般会計

【収入の部】

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)	備考
1 会費収入	12,000,000	9,740,000	△2,260,000	
(1)市町村会費	7,500,000	7,450,000	△50,000	@50,000円×149市町村
(2)特別会員A	1,500,000	900,000	△600,000	@100,000円×9企業
(3)特別会員B	1,500,000	200,000	△1,300,000	@50,000円×4企業
(4)賛助会員	1,500,000	1,190,000	△310,000	@10,000円(1口)×117企業・団体
2 事業収入	42,170,000	8,979,474	△33,190,526	北海道移住・交流フェア、市町村事業受託等
3 繰越金	2,129,000	2,151,688	22,688	前年度繰越金
4 雑収入	100,000	32	△99,968	預金利息
合計	56,399,000	20,871,194	△35,527,806	

【支出の部】

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)	備考
1 事業費	44,351,000	8,400,871	△35,950,129	
(1)一般事業費	29,000,000	3,741,039	△25,258,961	北海道移住・交流フェア
(2)受託事業費	5,480,000	0	△5,480,000	なまらいっしょ北海道フェア(中止)
(3)市町村事業費	4,260,000	1,452,492	△2,807,508	
(4)プロモーション活動費	1,400,000	253,813	△1,146,187	イベント出展料等
(5)ホームページ管理費	1,500,000	897,470	△602,530	北海道で暮らそう!HP管理運営
(6)窓口業務費	500,000	79,317	△420,683	資料請求に係る窓口発送費等
(7)ガイドブック製作費	2,211,000	1,976,740	△234,260	
2 管理費	11,920,000	11,280,328	△639,672	
(1)人件費	8,500,000	8,652,485	152,485	
(2)事務費	3,420,000	2,627,843	△792,157	貸室使用料、通信運搬費等
3 予備費	128,000	0	△128,000	
合計	56,399,000	19,681,199	△36,717,801	

収入決算額	支出決算額	差引残高	備考
20,871,194円	19,681,199円	1,189,995円	令和3年度へ繰越(差引額に未払法人税等は含まない)

令和2年度損益計算書

自：令和2年4月1日

至：令和3年3月31日

(経常損益の部)		
科 目	金 額 (円)	金 額 (円)
【事業損益の部】		
I 経常収益	20,871,162	
(1) 会費収入	9,740,000	
(2) 事業収入	8,979,474	
(3) 繰越金	2,151,688	
II 経常費用	19,681,199	
1 事業費用	8,400,871	
(1) 一般事業費	3,741,039	
(2) 受託事業費	0	
(3) 市町村事業費	1,452,492	
(4) プロモーション活動費	253,813	
(5) ホームページ管理費	897,470	
(6) 窓口業務費	79,317	
(7) ガイドブック製作費	1,976,740	
2 管理費用	11,280,328	
(1) 人件費	8,652,485	
(2) 事務費	2,627,843	
事業損益	1,189,963	
【事業外損益の部】		
I 収入		
1 受取利息収入	32	
事業外利益	32	
税引前当期剰余金		1,189,995
法人税等		70,000
当期剰余金		1,119,995

<貸借対照表> (令和3年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
普通預金	861,825	預り金	159,494
未収金	2,068,474	未払金	1,962,340
前払金	381,530	未払法人税等	70,000
		次期繰越金	1,119,995
合計	3,311,829	合計	3,311,829

<財産目録> (令和3年3月31日現在)

【資産の部】

(単位：円)

科目	金額	備考	
普通預金	861,825	北洋銀行	770,320
		北海道銀行	91,505
未収金	2,068,474	移住体験就業体験事業委託費(富良野市)	1,530,474
		ホームページ広告掲載料(3自治体)	538,000
前払金	381,530	移住・交流フェア施設使用料 ((公財)大阪産業局)	343,530
		移住・交流フェア施設使用料 ((公財)名古屋産業振興公社)	38,000
合計	3,311,829		

【負債の部】

科目	金額	備考	
預り金	159,494	源泉所得税他	159,494
未払金	1,962,340	移住体験就業事業広告費他(株)アドック他	1,417,840
		サーバー等維持管理費 (株)メガ・コミュニケーションズ	544,500
未払法人税等	70,000	令和2年度法人道民税・法人市民税	70,000
次期繰越金	1,119,995		
合計	3,311,829		

令和2年度 会計監査報告書

令和2年度一般社団法人北海道移住交流促進協議会の収入・支出内容について、
関係諸帳簿及び書類等を監査の結果、正当なることを認める。

令和3年5月18日

一般社団法人北海道移住交流促進協議会

監事 厚真町長

宮坂尚希朗 

令和2年度 会計監査報告書

令和2年度一般社団法人北海道移住交流促進協議会の収入・支出内容について、
関係諸帳簿及び書類等を監査の結果、正当なることを認める。

令和3年5月4日

一般社団法人北海道移住交流促進協議会

監事 弁護士 太田勝久 

新規参加自治体

管内名	市町村名	加入年度
オホーツク	佐呂間町	R3
	置戸町	R3
	訓子府町	R3

- ・受付順
- ・令和2年度総会(R2.6.18 書面開催)以降、本日までの加入団体を記載

退会自治体

なし

会 員 企 業

会員区分	企業・団体名
特別会員 A (12 社)	(株)北海道アルバイト情報社
	(株)メガ・コミュニケーションズ
	(株)アドック
	(株)JR 北海道ソリューションズ
	北海道商工会連合会
	(株)えんれいしゃ
	SMBC 日興証券(株)
	商船三井フェリー(株)北海道支社
	北海道放送(株)
	大和ハウス工業株式会社北海道支社
	D&S Share Project
	ミサワホーム北海道(株)
特別会員 B (4 社)	日本私立学校振興・共済事業団 北海道会館 札幌ガーデンパレス
	特定非営利活動法人 上士幌コンシェルジュ
	(株)北海道銀行

	(株)北洋銀行
賛助会員 (4社)	サッポロビール(株)
	損保ジャパン パートナーズ(株)札幌支店
	十勝信用組合
	帯広信用金庫
賛助会員 (115 商工会)	石狩北商工会
	北広島商工会
	当別町商工会
	新篠津村商工会
	函館東商工会
	函館市亀田商工会
	北斗市商工会
	松前商工会
	福島町商工会
	知内商工会
	木古内商工会
	鹿部商工会
	八雲商工会

長万部商工会
江差商工会
上ノ国町商工会
厚沢部商工会
乙部町商工会
奥尻商工会
今金町商工会
せたな商工会
島牧商工会
寿都商工会
黒松内町商工会
蘭越町商工会
ニセコ町商工会
真狩村商工会
喜茂別町商工会
仁木町商工会
赤井川村商工会
三笠市商工会

南幌町商工会
由仁町商工会
長沼町商工会
浦臼町商工会
秩父別町商工会
あさひかわ商工会
当麻町商工会
比布商工会
上川町商工会
美瑛町商工会
中富良野町商工会
南富良野町商工会
剣淵商工会
朝日商工会
風連商工会
下川町商工会
美深町商工会
中川町商工会

増毛町商工会
小平町商工会
苫前町商工会
羽幌町商工会
初山別村商工会
遠別商工会
天塩商工会
幌延町商工会
猿払村商工会
浜頓別町商工会
中頓別町商工会
枝幸町商工会
豊富町商工会
礼文町商工会
利尻町商工会
利尻富士町商工会
きたみ市商工会
大空町商工会

津別町商工会
斜里町商工会
清里町商工会
小清水町商工会
訓子府町商工会
置戸町商工会
佐呂間町商工会
えんがる商工会
湧別町商工会
滝上町商工会
興部町商工会
西興部村商工会
雄武町商工会
豊浦町商工会
壮瞥町商工会
白老町商工会
厚真町商工会
日高町商工会

平取町商工会
新冠町商工会
えりも町商工会
新ひだか町商工会
音更町商工会
士幌町商工会
上士幌町商工会
鹿追町商工会
新得町商工会
清水町商工会
芽室町商工会
更別村商工会
大樹町商工会
広尾町商工会
幕別町商工会
本別町商工会
足寄町商工会
陸別町商工会

浦幌町商工会
厚岸町商工会
浜中町商工会
標茶町商工会
弟子屈町商工会
阿寒町商工会
鶴居村商工会
白糠町商工会
別海町商工会
中標津町商工会
七飯町商工会
森町さわら商工会

- ・ 受付順
- ・ 令和3年5月20日時点の加入団体を記載。

令和3年度 事業計画書

一般社団法人 北海道移住交流促進協議会

令和3年度事業計画

〔 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで 〕

I 基本方針

本協議会は、平成17年から道内市町村で構成する団体「北海道移住促進協議会」として北海道の移住促進に取り組んでまいりましたが、令和2年1月に一般社団法人化を決議し、同年3月4日付けで一般社団法人北海道移住交流促進協議会として新たに発足いたしました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、道外における移住イベントが軒並み中止となり、本協議会にとっても経営上、大変厳しい一年となりました。

内閣府が昨年6月12日に公表した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」によると、コロナ禍で地方移住への関心が高まっているほか、総務省が公表する「人口移動報告」においても、東京都の人口転出超過が続くなど、地方回帰・田園回帰への関心の高まりが見られるようになりました。

また、在宅勤務やテレワークの普及により、人々の働き方や暮らし方にも変化が生じており、本協議会としては、こうした社会情勢の変化を踏まえ、会員市町村や企業・団体と連携し、北海道移住に関する情報発信に努めるとともに、本道における移住受入体制を一層強化してまいります。

本年度においても、事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況を見極め、イベントの開催について適切に判断するとともに、感染防止対策を徹底してまいります。

II 重点事項

道外からの移住者やワーケーション等利用者のさらなる増加を目指し、北海道で暮らすことの魅力を伝えるとともに、裾野を広げる取組を本協議会が中心となり推進してまいります。

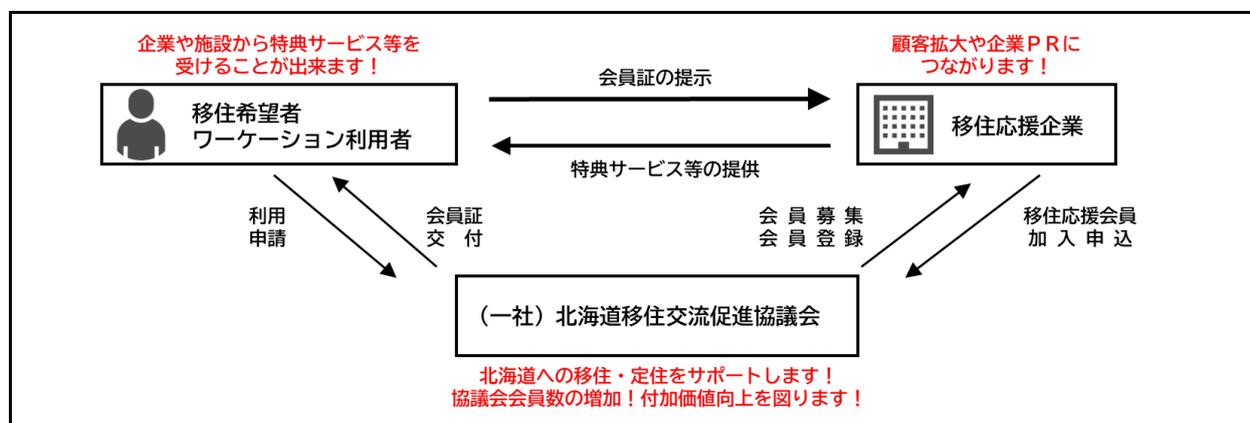
1 裾野を広げる取組（新たな移住関心層の掘り起こし）

(1) 「北海道移住応援カード会員」制度及び「北海道移住応援企業」制度の創設

本協議会では、北海道への移住やワーケーション等に関心のある道外在住の方々を応援するため、「北海道移住応援カード会員」制度を新たに実施します。会員に登録された方には、移住やワーケーション等に役立つ情報を定期的に提供するほか、事業者様（「北海道移住応援企業」）のご協力により、移住前・後に役立つ各種割引サービス等の特典を提供します。

➡ 新たな「交流人口・関係人口」の創出・拡大へ

- ・ 交付対象者 : 北海道への「移住」や「ワーケーション」等に関心がある方
- ・ 会員証発行元 : 一般社団法人北海道移住交流促進協議会
- ・ 登録費用 : 無料
- ・ 有効期限 : 発行後3年間



(2) 「北海道で暮らそう！」ホームページの一部リニューアル

①ポータルサイトにおける情報発信力の強化

現行サイトにおけるコンテンツの再整理と、ユーザーフレンドリー性の向上を図るとともに、現行サイトの課題や他サイトの優れた機能等を踏まえ、より良い移住・定住ポータルサイトを目指すべく、改修を実施します。

- ・ 北海道で暮らすことの魅力を伝えるコンテンツづくり

- ・移住への不安を払拭するため、移住者特集ページの充実
- ・利用者が見やすく好感を持たれるようなサイトの構築

②WEBからの誘導の強化

- ・ポータルサイト機能の強化により、アクセス数の増加を目指します。

<「北海道で暮らそう！」ホームページ年間アクセス数>

年 度	アクセス数
平成 31 年度	292,798 件
令和元年度	278,777 件
令和 2 年度	283,326 件
令和 3 年度目標	300,000 件

※WEBからの誘導強化を優先的に行うため、これまで毎年発行している「北海道で暮らそう！」ガイドブックの発行については、令和3年度は制作を見送らせていただきます。資料請求者に対しては、残部数で対応いたします。

(3)「北海道で暮らそう！」フォトコンテストの開催

「北海道で暮らそう！」ホームページの改修にあわせ、「北海道に住みたい！」と思わせてくれる写真を募集し、ホームページ等に使用します。

➡ 新たな「交流人口・関係人口」の創出・拡大へ

Ⅲ 事業計画

新型コロナウイルスの拡大状況、終息状況に柔軟に対応しながら次の事業を行います。

1 道外におけるプロモーション活動等の実施

(1) 道外イベントの主催

東京、大阪、福岡において移住イベントを開催し、北海道の豊かな自然や、市町村が実施する充実した子育て支援、「しごと」や「住まい」の確保、地域との交流などの移住関連施策などについて幅広くPRします。

①北海道 mini 移住・交流フェア in 福岡の開催

これまでのイベント開催地（東京・大阪・名古屋）以外の都市におけるイベント開催の可能性を探るため、会員市町村からの提案により、九州における移住イベントを試験的に開催します。

- ・日時 令和3年5月15日(土)
- ・場所 博多バスターミナル

※新型コロナウイルスの影響によりオンライン開催に変更しました。

②北海道移住相談会 2021 の開催

北海道への移住を検討しようとしている方々を対象に、移住に関する質問事項を事前に伝え、市町村の支援策などの情報を提供することで北海道への移住を促進すること目的に、協議会の主催により移住相談会を開催します。

- ・日時 令和3年7月25日(日) (6/20(日)から延期となりました。)
- ・場所 東京交通会館 12階

③北海道移住・交流フェア 2021 の開催

北海道の暮らしの魅力を広く伝えるイベントを当協議会の主催により、次のとおり開催します。

- ア 大阪会場 令和3年10月30日(土) マイドームおおさか※
- イ 東京会場 令和3年11月14日(日) 東京交通会館 12階

※大阪会場については、マイドームおおさかが新型コロナウイルス大規模接種会場に決定し、「使用不可」となりました。開催日及び会場は現在調整中です。

※名古屋会場については、出展意向調査を実施した結果、出展団体数が少なく、イベント収支が赤字となるため「開催中止」といたします。

(2) 各種プロモーション活動の実施

道外各都市で開催される移住イベントへ市町村や会員企業と連携して出展し、

移住促進の各種プロモーション活動を実施します。

(3) 各種受託事業の実施

- ①北海道商工会連合会と連携して「なまらいいっしょ北海道」を開催します。
- ②会員市町村から広報やモニター等の事業を受託します。

2 移住促進に係る各種施策の推進

(1) 「北海道移住応援カード会員」制度及び「北海道移住応援企業」制度の創設

北海道への移住を推進するため、北海道への移住やワーケーション等を検討している道外在住者を「北海道移住応援カード」の会員として登録するとともに、「北海道移住応援カード」登録者に対し、特典サービス等の提供に協力いただける事業者を「北海道で暮らそう！移住応援企業」として登録する制度を新たに設けます。

(2) 「北海道で暮らそう！」ホームページのリニューアル

現行サイトにおけるコンテンツの再整理と、ユーザーフレンドリー性の向上を図るとともに、現行サイトの課題や他サイトの優れた機能等を踏まえ、より良い移住・定住ポータルサイトを目指すべく、改修を実施します。

(3) 北海道移住体験事業の実施

市町村が設置するワンストップ窓口及び「ちょっと暮らし事業」と連携し、移住を考える方々に対し市町村事業のPRと情報提供を行い、北海道移住体験の推進を図ります。

(4) 情報発信の強化

当協議会では、道の「北海道で暮らそう！」ホームページの管理運営を行うとともに、メールマガジンやSNSを活用し、積極的に市町村情報の発信を行ってまいります。

- ①北海道庁の移住ポータルサイト「北海道で暮らそう！」の管理運営
- ②メールマガジンを継続して配信し、会員の増強を図ります。
- ③LINEやFacebook等SNSを活用した移住情報を発信します。
- ④協議会ニュースレターの発行
会員市町村・企業様向けに発信し、情報の共有化を図ります。

(5) 関係人口の創出に向けた取組の推進及び情報収集の徹底

- ①「北海道型ワーケーション推進協議会（仮称）」への参加

首都圏企業に新しい働き方として注目されているワーケーションを推進するにあたり、北海道では、オール北海道でワーケーションを推進する体制を構築し、道内市町村の受入意識の醸成や一層の普及・展開を図るため、「北海道型ワーケーション推進協議会（仮称）」を設置することとなりました。本協議会も構成員として参加し、会員市町村や企業・団体へ情報共有を図ります。

②「全国二地域居住等促進協議会」への参加

国土交通省では、二地域居住等の普及促進と機運の向上を図るため、地方公共団体、関係団体・関係事業者、関係省庁の連係の下、令和3年3月9日に「全国二地域居住等促進協議会」が設立されました。本協議会も協力会員として参加し、会員市町村や企業・団体へ情報共有を図ります。

③「北海道で暮らそう！フォトコンテスト」の開催

「北海道で暮らそう！」ホームページの改修にあわせ、フォトコンテストを開催し、ホームページに使用する写真を募集します。本イベントを開催することにより、新たな関係人口の創出へ繋がります。

(6) 勉強会の開催

道内外から講師を招き、移住促進に関連した講演を頂くほか、会員市町村や会員企業と連携し、移住施策に関する取組について情報提供・共有を行う勉強会を開催します。

※新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、状況によっては、実施内容の変更または中止の措置をとるものとします。

3 新型コロナウイルス感染拡大への対応

新型コロナウイルスの感染対策の状況を見極めながら、プロモーションイベントの開催について適切に判断するとともに、オンラインを活用したプロモーション活動や相談会についても引き続き検討し、北海道への移住に関心のある方々が、より相談しやすい環境の構築を図ります。

令和 3 年度 収支予算

一般社団法人 北海道移住交流促進協議会

令和3年度 収支予算

自：令和3年4月1日

至：令和4年3月31日

(収入の部)

(単位：千円)

科目		3年度 予算額	2年度 予算額	対 比 増 減	備 考
分 類	細 分 類				
1. 会 費 収 入		10,190	12,000	△ 1,810	
	(1)市町村会費	7,600	7,500	100	152市町村×@50,000円
	(2)特別会員A	1,200	1,500	△ 300	12企業×@100,000円
	(3)特別会員B	200	1,500	△ 1,300	4企業×@50,000円
	(4)賛助会員	1,190	1,500	△ 310	117企業・団体×@10,000円(一口)
2. 事 業 収 入		26,204	42,170	△ 15,966	
	(1)一般事業収入	19,375	32,000	△ 12,625	フェア、相談会等
	(2)受託事業収入	5,400	6,000	△ 600	なまらいいっしょ 北海道フェア
	(3)市町村事業収入	1,229	3,170	△ 1,941	市町村からの受託事業
	(4)その他事業収入	200	1,000	△ 800	HPバナー広告収入等
3. 雑 収 入		50	100	△ 50	
	雑収入	50	100	△ 50	
4. 前 期 繰 越 金		1,120	2,129	△ 1,009	
	前期繰越金	1,120	2,129	△ 1,009	
合 計		37,564	56,399	△ 18,835	

(支出の部)

(単位：千円)

科目		3年度 予算額	2年度 予算額	対 比 増 減	備 考
分 類	細 分 類				
1. 事業費		24,455	44,351	△ 19,896	
	(1) 一般事業費	16,250	29,000	△ 12,750	フェアや相談会に係る費用 移住応援カード事業 等
	(2) 受託事業費	4,500	5,480	△ 980	なまらいっしょ北海道 フェア
	(3) 市町村事業費	1,035	4,260	△ 3,225	
	(4) プロモーション 活動費	920	1,400	△ 480	イベント出展料等
	(5) ホームページ 管理費	550	1,500	△ 950	「北海道で暮らそう！」 管理運営等
	(6) ホームページ 改修費	1,000	0	1,000	
	(7) 窓口業務費	200	500	△ 300	資料請求に係る発送費等
	(8) ガイドブック 製作費	0	2,211	△ 2,211	
2. 管理費		12,111	11,920	191	
	(1) 人件費	8,891	8,500	391	
	(2) 事務費	3,220	3,420	△ 200	
3. 法人税等		70	0	70	
	法人税等	70	0	70	
4. 予備費		928	128	800	
	予備費	928	128	800	
合 計		37,564	56,399	△ 18,835	

組 織 の 概 要

- 名 称 一般社団法人北海道移住交流促進協議会
- 代表者 上士幌町長 竹中 貢
- 設 立 令和2年3月4日
- 事務局 〒060-8607 札幌市中央区北1条西7丁目1番地
プレスト1・7ビル北海道商工会連合会内
電話 011-251-1055 FAX 011-522-7664

■目 的 北海道への移住交流の促進や関係人口の拡大を通じて、道内市町村の地域の活力の維持・向上や地方創生の推進を官民が連携して行うことを目的とする。

■会員市町村 (152市町村) R3.4.28現在

道央圏	道南圏	道北圏	林-乃圏	十勝圏	釧路・根室圏		
岩見沢市	倶知安町	北斗市	旭川市	中頓別町	北見市	帯広市	釧路市
美唄市	共和町	松前町	士別市	礼文町	網走市	音更町	厚岸町
芦別市	岩内町	福島町	名寄市	利尻町	紋別市	士幌町	浜中町
赤平市	神恵内町	木古内町	富良野市	利尻富士町	美幌町	上士幌町	標茶町
三笠市	積丹町	七飯町	鷹栖町	幌延町	津別町	鹿追町	弟子屈町
砂川市	室蘭市	鹿部町	東神楽町		斜里町	新得町	鶴居村
歌志内市	苫小牧市	森町	比布町		清里町	清水町	白糠町
深川市	登別市	八雲町	愛別町		小清水町	芽室町	根室市
南幌町	伊達市	上ノ国町	上川町		訓子府町	中札内村	別海町
由仁町	豊浦町	厚沢部町	東川町		置戸町	更別村	中標津町
長沼町	壮瞥町	乙部町	美瑛町		佐呂間町	大樹町	標津町
栗山町	白老町	奥尻町	上富良野町		遠軽町	広尾町	羅臼町
月形町	厚真町	今金町	中富良野町		湧別町	幕別町	
浦臼町	洞爺湖町	せたな町	占冠村		滝上町	池田町	
妹背牛町	安平町		和寒町		雄武町	豊頃町	
秩父別町	むかわ町		剣淵町		大空町	本別町	
北竜町	日高町		下川町			足寄町	
沼田町	平取町		美深町			陸別町	
札幌市	新冠町		音威子府村			浦幌町	
江別市	浦河町		中川町				
千歳市	様似町		幌加内町				
恵庭市	新ひだか町		留萌市				
石狩市			増毛町				
当別町			小平町				
新篠津村			苫前町				
小樽市			羽幌町				
黒松内町			初山別村				
蘭越町			遠別町				
ニセコ町			天塩町				
真狩村			稚内市				
留寿都村			猿払村				
喜茂別町			浜頓別町				

■定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人北海道移住交流促進協議会という。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を札幌市中央区北1条西7丁目1番地プレスト1・7ビル4階に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、北海道（以下「本道」という。）への移住交流の促進や関係人口の拡大（以下「移住交流等」という。）を通じて、本道内市町村の地域の活力の維持・向上や地方創生の推進を、官民が連携して行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 本道への移住交流等の促進に係る周知活動の実施
- (2) 移住交流等の促進に係る情報の収集及び社員への提供
- (3) 本道内における移住交流等の施策の重要性に関する機運の醸成
- (4) 官民が連携して移住交流等を促進するための体制の構築
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業及び活動

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 前項の社員の区分及び社員となるための資格は、次表のとおりとする。

社員の区分	資格
1 地方公共団体	本道内の地方公共団体であること
2 個人又は団体	1以外の者であって、当法人の活動に特別な関与があるとして社員総会で承認を得た者

3 社員となるためには、当法人所定の様式による申し込みをしなければならない。ただし、前項の表中2記載の社員については、社員総会の承認を要するものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的及び理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の3分の1以上を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名、押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員)

第19条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 理事会は、会長を補佐し、又はその職務を代行するため、若干名の副会長を理事の中から選定する。

4 前項の規定により、副会長が会長の職務を代行する場合であって、副会長が複数あるときは、理事会があらかじめ定めた順序による。

5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された理事又は補欠として選任された監事の任期は、前任者又は他の在任理事若しくは在任監事の任期の満了するときまでとする。

3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、500万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(事務局及び顧問)

第28条 当法人に事務局を置き、事務局に職員を置くことができる。

2 会長は、当法人の活動全般について、助言及び指導を受けるため、顧問を選任することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるところによるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 第5条第2項の表中2の項に定める個人又は法人社員の認定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長（副会長が複数あるときはあらかじめ理事会が定めた順序による。）が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときは、副会長（副会長が複数あるときはあらかじめ理事会が定めた順序による。）がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たすときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法第91条第2項による報告については、この限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事及び監事が署名又は記名押印する。

(事前審査)

第36条 理事会が第30条第1号及び第2号に定める職務を行うときは、幹事会にその事前審査を行わせることができる。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 幹事会

(構成)

第38条 当法人に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成し、幹事は理事及び監事が指名した者とする。

3 幹事のうち、会長が指名した者を幹事長とする。

(権限)

第39条 幹事会は、次の職務を行う。

(1) 業務執行の検討（社員総会の議案、事業計画及び収支予算等）

(2) 第36条の規定による事前審査

(3) その他当法人の運営に関する事項

(理事会の規定の準用)

第40条 幹事会の招集、幹事会の議長、幹事会の決議については、第31条、第32条及び第33条第1項の規定を準用する。この場合、「会長」とあるのは「幹事長」と、「理事」及び「監事」とあるのは「幹事」とそれぞれ読み替えるものとする。

第7章 基金

(基金の拠出等)

第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に順じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類について、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人の類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和2年3月31日までとする。

(社員の資格及び役員の任期の特例)

第50条 当法人の設立によって解散する北海道移住促進協議会の市町村会員は、特段の意思表示が無い限り、当法人の設立に伴い、当法人の社員とする。

(設立時の役員)

第51条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 竹中貢 岩村克詔 池田拓 松岡市郎 山口幸太郎 渋田正己
山下貴史 佐々木学 堀雅志 笹川洸志 平野浩司 蛭名大也

設立時代表理事 竹中貢

設立時監事 宮坂尚市朗 太田勝久

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第52条 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員

1 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線241番地33

竹中 貢

2 北海道浦河郡浦河町荻伏町39番地の7

池田 拓

(法令の準拠その他)

第53条 本定款に定めのない事項は、関係法令に従う。

2 当法人の運営に必要な事項は会長が別に定める。

役員名簿

職名	市町村名等	氏名	地域名・所属
会長	上士幌町	竹中 貢	十勝管内
副会長	浦河町	池田 拓	日高管内
副会長	東川町	松岡 市郎	上川管内
副会長	八雲町	岩村 克詔	渡島管内
理事	千歳市	山口 幸太郎	石狩管内
理事	厚沢部町	渋田 正己	檜山管内
理事	深川市	山下 貴史	空知管内
理事	栗山町	佐々木 学	空知管内
理事	増毛町	堀 雅志	留萌管内
理事	遠別町	笹川 洸志	留萌管内
理事	美幌町	平野 浩司	オホーツク管内
理事	釧路市	蝦名 大也	釧路管内
監事	厚真町	宮坂 尚市朗	胆振管内
監事	弁護士	太田 勝久	弁護士法人 PLAZA 総合法律事務所

顧 問 名 簿

<任期：令和3年6月4日から令和4年度定時総会の前日（令和4年6月初旬）まで>

鈴木 直道	北海道知事
宮崎 高志	北海道商工会連合会会長

計2名